**平成２３年（フ）第７４０１号**
大阪市東成区神路３丁目16番７号　レジデンス神路602号、事業所所在地大阪市東成区東小橋１―15―２
債務者　アイ・コミュニティこと　宮田　孝夫
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７５９０号**
大阪府八尾市末広町３丁目５番12号　101号
債務者　長岡　節子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７６１１号**
大阪府守口市大日東16番13―406号
債務者　中村　則夫
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７７１９号**
大阪市平野区長吉長原４丁目３番２―106号
債務者　神尾三智子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７７９４号**
大阪府豊中市北桜塚１丁目４番12号
債務者　浦　　健太
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７８８７号**
大阪府高槻市須賀町21番10号
債務者　中野　浩二
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７８９２号**
大阪市住吉区我孫子東１丁目３番３―406号
債務者　村尾　正子（旧姓養松）
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７９２４号**
大阪市西淀川区千舟２丁目３番28―305号
債務者　中川　麻美
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７７０号**
千葉県野田市山崎2376番地の９
債務者　下重　勝則
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第８０６号**
千葉県流山市松ケ丘２丁目330番地の106　ヴィラ高砂106
債務者　兼松　美紀
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第８０８号**
千葉県松戸市南花島４丁目61番地の10
債務者　星野　直美（旧姓桶谷）
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第１７４号**
佐賀県武雄市北方町大字志久3595番地４
債務者　古賀恵美子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２３年（フ）第８２６号**
仙台市宮城野区東宮城野４番３―812号
債務者　菅間　寛治
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第８８１号**
仙台市青葉区通町１丁目８番６号　コーポ菊田201、申立時の住所仙台市青葉区国分町３丁目１番15号　レストラン丸越ビル４Ｆ
債務者　石田　和裕
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第９０９号**
仙台市宮城野区鶴巻１丁目18番38号　コーポ遠藤２、従前の住所仙台市若林区今泉２丁目12番58号
債務者　菊地　庄平
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０９５号**
仙台市太白区東中田３丁目３番５号
債務者　林口　勝雄
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０９７号**
仙台市宮城野区鶴ケ谷東１丁目７番28号　パルメゾン鶴ケ谷東103
債務者　阿部　岳寛
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第７６４４号**
大阪府摂津市香露園30番６号
債務者　島内工業こと　島内　博次
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部